

# 第4期福生市地域福祉計画の変遷からみられる新計画（第5期）策定のポイント

	既計画（第4期）の構成（平成23～27年度）	見直し要素	新計画策定の視点	新計画の構成・骨子（案）
目次構成・計画体系	<p>第1章 計画策定にあたって</p> <p>1 計画策定の背景と趣旨      2 計画の性格と位置づけ</p> <p>3 計画の期間                      4 計画の推進・進行管理</p> <p>第2章 福生市の現況と課題</p> <p>1 人口動態                          2 高齢者の状況</p> <p>3 障害のある人の状況            4 児童の状況</p> <p>5 ひとり親家庭の状況            6 市民活動の状況</p> <p>7 外国人登録の状況              8 地域福祉関連施設の状況</p> <p>9 計画策定に際しての課題</p> <p>第3章 計画の基本的考え方</p> <p>1 計画の基本理念                  2 計画の基本目標</p> <p>3 計画の基本視点                  ◇計画の展開</p> <p>第4章 基本計画</p> <p>第1節 市民が元気に安心して暮らせるまちづくり</p> <p>1 市民の健康づくりと交流の促進</p> <p>2 見守り活動等の促進</p> <p>3 地域の安全と災害時を想定した対応</p> <p>4 相談体制・情報提供の充実</p> <p>第2節 誇りある福祉のまちづくり</p> <p>1 「福祉文化」の醸成</p> <p>2 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進</p> <p>第3節 福祉サービス等支援の充実したまちづくり</p> <p>1 福祉サービスの質の向上と利用者の保護</p> <p>2 ボランティア活動等の振興</p> <p>3 関係機関等との連携強化と新たな活動への支援など</p> <p>第4節 高齢者が、住み慣れた地域で、安心して心豊かに生活できるまちづくり（福生市高齢者福祉計画）</p> <p>1 生きがいづくりの推進</p> <p>2 介護予防の推進</p> <p>3 介護サービスの充実</p> <p>4 認知症ケアのネットワークの充実</p> <p>5 高齢者を対象とする犯罪等からの保護</p> <p>第5章 付属資料</p>	<p>○社会福祉法における地域福祉の推進に関する事項</p> <p>1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項</p> <p>2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</p> <p>3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</p> <p>○新たな法等への対応</p> <p>「避難行動要支援者支援」や「生活困窮者自立支援法」、「地域包括ケアシステムの構築」、「地域での子ども・子育て支援」などへの対応</p> <p>○総合計画との関係</p> <p>市の上位計画である総合計画の個別計画として、整合を図りながら、見直し・策定を行う。</p> <p>○分野別計画・関連計画との関係</p> <p>地域福祉を推進する観点から、高齢者、障害者、子育て等の分野別計画を内包し、整合性を図る。また、防災や災害、まちづくりや男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図る。</p> <p>※地域福祉活動計画（社会福祉協議会）</p>	<p>○ふれあいネットの充実など、さらなる小地域福祉活動の推進</p> <p>○避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組みの記載</p> <p>○生活困窮者の自立支援に関する取組の記載</p> <p>○高齢者に対する地域での住まい・介護・生活支援等の一体的な提供</p> <p>○地域での子ども・子育て支援に関する取り組みの記載</p> <p>○自助・共助・公助それぞれの立場における取り組みと施策の展開</p> <p>○計画の効果的な実施に向けたPDCAサイクルによる計画の進捗管理</p>	<p>第1章 計画の策定にあたって</p> <p>1 計画策定の背景と趣旨</p> <p>2 計画の性格と位置づけ</p> <p>3 計画の期間</p> <p>第2章 福生市の現況と課題</p> <p>第3章 基本的な計画の考え方</p> <p>1 計画の基本理念</p> <p>2 基本目標と視点</p> <p>3 計画の体系</p> <p>第4章 基本計画</p> <p>1 地域活動を支える担い手づくり</p> <p>(1) 地域に目を向け参加・参画する人の増加</p> <p>(2) NPO・ボランティア活動等の支援</p> <p>(3) 地域の活動基盤の充実</p> <p>2 支援が必要な人を支える地域づくり</p> <p>(1) 顔の見える関係づくりの推進</p> <p>(2) 地域におけるセーフティネットの構築</p> <p>(3) 人権尊重と権利擁護の充実</p> <p>(4) 地域ぐるみでの防犯・防災の推進</p> <p>3 適切な支援につなげる体制づくり</p> <p>(1) 総合的な相談体制の充実</p> <p>(2) 福祉情報の提供体制の充実</p> <p>(3) 地域福祉の推進体制の強化</p> <p>4 高齢者が安全・安心に暮らせる地域づくり</p> <p>(1) 高齢者が生きがいをもって社会参加できるしくみづくり</p> <p>(2) 高齢者の生活を支える支援体制づくり</p> <p>(3) 地域包括ケア体制の構築</p> <p>(4) 認知症支援策の充実</p> <p>第5章 数値目標</p> <p>第6章 計画の推進</p>
	市の動向・方針	<p>【視点】</p> <p>1 希望に満ちた明るいひとづくり／だれにもやさしい安全なまちづくり</p> <p>2 潤いのある豊かなくらしづくり／安心に満ちたまちづくり</p> <p>3 活力とにぎわいのあるまちづくり</p> <p>4 ともに助け合うまちづくり／市民と行政がともに進めるまちづくり</p>	<p>視点に向けた重点ポイント</p> <p>①避難行動要支援者への施策</p> <p>②生活困窮者自立への施策</p> <p>③高齢者への住まい・介護・生活支援等への施策</p> <p>④地域での子ども・子育て支援の施策</p>	<p>【総合計画・後期計画より】</p> <p>○施策24 地域福祉の推進</p> <p>市民が自立した生活を送ることができるよう、地域福祉活動の支援を行い、市民が互いに支え合い、安心して暮らせる総合的な地域福祉の仕組みづくりを推進します。</p> <p>取組1 地域で支え合う福祉の仕組みづくり</p> <p>取組2 福祉の環境づくり</p> <p>○施策25 高齢者福祉の充実</p>
地域福祉計画に関わる国等の動向	<p>○要配慮者の支援（避難行動要支援者）（平成25年8月）</p> <p>平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定された。また、この改正を受け、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を策定・公表した。</p> <p>○生活困窮者の支援（平成26年3月）</p> <p>平成26年3月に「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が厚生労働省より通知された。新たな生活困窮者支援制度は、生活困窮者に対し、生活保護受給に至る前の段階で早期に支援を行うとともに、必要に応じて生活保護受給者も活用できるようにすることにより、困窮状態からの早期脱却を図るものである。</p> <p>○高齢者への支援（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律）（平成26年）</p> <p>地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するなど、他分野との連携強化により、より一層の「地域包括ケアシステムの構築」と「介護保険制度の持続可能性の確保」を目的とし、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直しや介護サービスの効率化・重点化などが示された。</p> <p>○子ども・子育てへの支援（子ども・子育て関連3法）（平成24年8月）</p> <p>子育てをしやすい社会にしておくために、地域での子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支えあいの仕組みを構築していくことが求められ、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域での子ども・子育て支援の充実」を目指す。</p>			